

国官会第3995号
国官技第102号
国営整第46号
令和7年6月12日

各 地 方 整 備 局 総務部長殿
 企画部長殿
 営繕部長殿
国 土 地 理 院 総務部長殿
 企画部長殿
国土技術政策総合研究所 総務部長殿
 企画部長殿

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部整備課長
(公 印 省 略)

「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」の一部改正について

標記について、「建設コンサルタント業務等に係る発注予定情報の公表について」
(平成7年4月17日付け建設省厚契発第16号、建設省技調発第75号、建設省営建発第34号)の一部を下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
1 対象業務 次に掲げる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第3の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）を対象とする。ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が <u>200万円</u> を超	1 対象業務 次に掲げる建設コンサルタント業務等（建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領（昭和45年12月10日建設省厚第50号）第3の測量、建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。以下同じ。）を対象とする。ただし、国の行為を秘密にする必要がある業務、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が <u>250万円</u> を超

えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号。）の対象業務を除く。 （１）～（７） （略）	えないと見込まれる業務、及び「参加者の有無を確認する公募手続について」（平成18年9月28日付け国官会第935号。）の対象業務を除く。 （１）～（７） （略）
---	---

附 則

この通知は、令和 7 年 7 月 1 日から適用する。